

気象警報発表時等の対応基準について（町立体育館）

1 気象警報発表時の対応

(1) 発表内容による対応

	発 表 内 容	対 応
ア	暴風警報	発表時に閉館
イ	レベル4 土砂災害危険警報	
ウ	レベル4 氾濫危険警報	

上記以外の警報等については、個別に対応することとします。

(2) 暴風警報、レベル4土砂災害危険警報、レベル4氾濫危険警報発表時の具体的な対応

	発 表 内 容	対 応
ア	午前 7時までに解除された場合	午前9時から開館（通常開館）
イ	午前 7時以降午前10時までに解除された場合	正午から開館
ウ	午前10時以降午後 1時までに解除された場合	午後3時から開館
エ	午後 1時以降に解除された場合	終日閉館

2 地震発生時の対応

震度5弱以上の地震が発生した場合は、臨時休館とします。

施設の安全が確認できた時点で、再開の有無を決定し、再開を決定した際には、ホームページ等により案内します。

3 その他の注意事項

- (1) 災害による被害状況等から判断し、上表以外でも臨時に閉館する場合があります。
- (2) 閉館対象となる警報が解除されても、以下の場合、臨時に閉館する場合があります。
 - ア 町立体育館の被害状況を調査中の場合
 - イ 町立体育館が被害を受けて使用できない場合
 - ウ 町立体育館が避難所になった場合
 - エ 台風や豪雨が去っても引き続き増水が予想される場合
 - オ その他、教育委員会が開館すべきでないと判断した場合